

---

# 資料編

---

## 1. 策定の経過

日 時	内 容
令和6年 5月23日	経営会議（策定方針の決定）
令和6年 6月11日	議会（教育民生常任委員会）説明
令和6年 8月 9日	第1回策定委員会
令和6年 9月12日	第2回策定委員会
令和6年11月28日	経営会議（計画素案の決定）
令和6年12月11日	議会（教育民生常任委員会）説明
令和6年12月11日～ 令和7年 1月 8日	パブリック・コメント
令和7年 1月22日	第3回策定委員会
令和7年 2月 3日	経営会議（計画案の決定）
令和7年 2月18日	議会（教育民生常任委員会）説明

## 2. 策定委員会委員

団体名	役職等	氏名（敬称略）
宮古市民生委員児童委員協議会	会長	伊藤 健二
宮古市町内自治会連合会	副会長	山崎 一美
みやこボランティア連絡協議会	会長	金丸 久子
岩手県社会福祉士会沿岸ブロック	特別養護老人ホーム心生苑 施設長	畠山 充
社会福祉法人宮古市社会福祉協議会	地域福祉課長 （地域支援担当）	渡部 玲子
社会福祉法人宮古市社会福祉協議会	地域福祉課長 （生活支援担当）	佐々木 睦子
宮古圏域障がい当事者団体等ネットワーク	代表	高橋 智
宮古圏域障がい福祉サービス事業者連絡会	わかたけ学園 支援課長	佐々木 早人
宮古保育会	宮古市小山田保育所 所長	前田 いずみ
宮古私立幼稚園協議会	会長（認定こども園宮古泉 幼稚園 園長）	井川 由貴子
宮古市老人クラブ連合会	会長	山内 霜子
宮古地区介護支援専門員連絡協議会	事務局（特別養護老人ホーム サンホームみやこ 生活相談 係長）	館崎 孝史
宮古地区保護司会	会長	加藤 俊郎
宮古地区更生保護女性の会	副会長	畠山 まり子
公募		大向 正昭

※委員長

※副委員長

### 3. 関係法令

#### 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）抜粋

##### （目的）

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

##### （福祉サービスの基本的理念）

第三条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

##### （地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

## (福祉サービスの提供の原則)

第五条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

## (福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

## (地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務)

第百六条の二 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二第二項に規定するこども家庭センターが行う同項に規定する支援に係る事業若しくは母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第一項に規定する事業

二 介護保険法第一百五十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

四 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（重層的支援体制整備事業）

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

- イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業
  - ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
  - ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業
  - ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業
- 二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
- イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの
  - ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業
  - ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業
  - ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業
- 四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
- 五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業
- 六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、児童福祉法第十条の二第二項に規定することも家庭センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各

号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

- 4 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(重層的支援体制整備事業実施計画)

第百六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。
- 3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第一百七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(支援会議)

第百六条の六 市町村は、支援関係機関、第百六条の四第四項の規定による委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者（第三項及び第四項において「支援関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。

- 2 支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支

援体制に関する検討を行うものとする。

- 3 支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 支援関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

#### （市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

#### （都道府県地域福祉支援計画）

第百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

- 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
  - 五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
  - 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

## 再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）抜粋

（地方再犯防止推進計画）

- 第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

## 4. 用語解説

### あ 行

#### ■アウトリーチ支援

一般的には、積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけること。地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につなげるよう積極的に働きかける取り組みを指す場合もある。

#### ■インクルーシブ（包摂的）理念

「包摂的」、「包括的」を意味し、さまざまな背景を持つあらゆる人々を排除せず包み込むことを指す。障がいの有無や国籍、年齢、性別などに関係なく、違いを認め合い、共生していくことを目指す社会をインクルーシブ社会という。

#### ■インフォーマル（な支援・サービス）

家族、友人、近隣住民、ボランティア、NPO などによって行われる住民の自発的な支援や援助のこと。また、法令通知などの制度に基づいた支援やサービス以外の支援や援助全般を指すこともある。

#### ■SDGs（エスディージーズ）

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略で、2015年9月の国連サミットで採択された国際社会共通の目標。17のゴール、169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことをうたっている。

#### ■NPO

Non Profit Organization の略。民間非営利組織といわれるもので、ボランティア活動、市民活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した特定非営利活動法人を「NPO法人」と総称する。

### か 行

#### ■介護保険事業計画

介護保険法に基づき、保険者である市町村が策定する計画で、介護サービスの年度毎の見込み量やサービスの基盤整備などについて定める。

### ■基幹相談支援センター

障がい児・者に関する総合的な相談業務、権利擁護、地域の相談支援体制の強化、施設や病院からの地域移行や地域定着の取り組みなどを行う、地域における相談支援拠点。

### ■キャップハンディ体験

高齢者や障がいのある人が日常生活の中で体験していることを、類似体験として学ぶこと。アイマスクを付けて歩行したり、段差やスロープのあるところを車いすや白杖を用いて移動したりするなど、身体的な感覚を体験するとともに、生活のしづらさが環境や周囲の条件から生み出されるということを理解する取り組み。

### ■矯正施設

犯罪をした人等を収容し、改善更生のため処遇等を行う施設。法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院及び少年鑑別所の総称。この中で、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院は刑事施設。

### ■協働

市民、事業者、行政などが、対等な立場で責任を共有し、共通の目的のために協力、連携して活動すること。

### ■協力雇用主

保護観察対象者等を雇用することで、その更生を援助することを目的に保護観察所に登録している民間の事業主のことをいう。

### ■ケアマネジャー

介護支援専門員のことで、介護が必要な人が適切なサービスを利用できるように支援する専門職。サービス利用者やその家族の相談に応じたり、市町村や介護保険施設などとの連絡・調整、介護サービス計画の作成などを行う。

### ■刑法犯

凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他の刑法犯のことをいう。

### ■ケースワーカー

生活上のさまざまな問題を抱えている人の相談に応じ、助言や自立のための支援を行う福祉事務所などの職員。

**■健康増進計画**

健康増進法に基づき、住民の健康増進の推進に関する施策について定める計画。

**■県地域生活定着支援センター**

保護観察所からの依頼を受け、高齢(概ね65歳以上)、または障がいをもつ矯正施設入所者(刑事施設または少年院)を対象として、対象者の意向に基づき、退所後、直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行う施設。

**■検挙者**

警察が検挙した事件の被疑者のことをいう。居住場所等は問わない。

**■更生保護サポートセンター**

保護司会が組織的に保護司の処遇活動(保護観察を受けている人の立ち直りを支援する活動)をサポートするとともに犯罪予防活動を行う拠点。当市では地域創生センターに設置されている。

**■更生保護施設**

主に保護観察所から委託を受けて、頼ることのできる人がいない、または、生活環境に恵まれないなどの理由で直ちに自立することが難しい人たちに一定期間、宿泊する場所や食事を提供する民間の施設。保護している期間、必要な支援を行い、自立を援助することで、再犯や再非行の防止に貢献している。

**■更生保護女性の会**

地域の犯罪防止や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。(宮古地区更生保護女性の会)

**■高齢者福祉計画**

地域における高齢者のニーズを把握し、将来必要とされる保健福祉サービスの目標量を定め、その供給体制を計画的に整備することを内容とする計画。

**■子ども・子育て支援事業計画**

子ども・子育て支援事業計画に基づき、市町村が策定する計画で、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保内容とその実施時期などについて定める。

## さ 行

### ■再犯者

刑法犯により検挙された人のうち、道路交通法を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

### ■再犯率

犯罪により検挙等された人のうち、その後の一定期間内に再び犯罪を行う人がどの程度いるかを計る指標。

### ■社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つで、住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現を目指す民間福祉団体。各種福祉サービスの提供や利用支援、相談業務及びボランティア、市民活動の推進、共同募金運動への協力などの活動も行う。

### ■社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行防止と犯罪をした人等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪の無い地域社会を築こうとする全国的な運動のこと。毎年7月を強化月間として各地でさまざまな活動が行われている。

### ■重層的支援体制整備事業

地域共生社会の実現に向け、地域における包括的な支援体制の構築を図るため、社会福祉法の改正により令和3年度に創設された事業。市町村が実施主体となり、既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民が抱える複雑化・複合化した課題や従来の分野別の支援体制ではカバーしきれない課題に対応するため、「属性を問わない相談支援（包括的相談支援、多機関協働、アウトリーチ）」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する。

### ■障がい者・障がい児福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の規定に基づき、厚生労働大臣の定める基本指針に即して、市町村が障害福祉サービス等の数値目標などを定めた計画。

### ■成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等によって、判断能力が不十分な成年者を法的に保

護するための制度。保護の類型は、本人の判断能力の程度に応じて「後見」「補佐」「補助」に分かれる。

## た 行

### ■ダブルケア

狭義では、育児と介護が同時に進行する状態。広義では、家族や親族といった親密な関係における複数のケアで、心身への負担、仕事との両立や経済的な負担など、ケアする側が複合的な課題を抱える状態などを指す。

### ■地域福祉活動計画

社会福祉法第109条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための実践的な計画として、社会福祉協議会が策定する計画。

### ■地域包括支援センター

介護保険法に基づき、高齢者が住み慣れた地域で継続的に生活できるよう、各市町村に設置されている機関。総合相談支援、虐待の早期発見・防止などの権利擁護、介護予防ケアマネジメント業務のほか、医療機関や地域の関係機関と連携しながらケアマネジャーへの支援などを行う。

### ■DV

Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略称。配偶者や恋人など、親密な関係にある（または、あった）者から振るわれる暴力という意味で使用されることが多い。

## な 行

### ■日常生活自立支援事業

認知症、知的障がい、精神障がい等によって日常生活上の判断が十分にできない人が、地域で安心して生活できるように、福祉サービスの利用手続きや金銭管理などを援助する事業。

### ■ノーマライゼーション

障がい者や高齢者等が、社会の中で他の人々と同じように生活し活動できる社会こそが、本来あるべき姿であるという考え方。

## は 行

### ■8050（ハチマル・ゴーマル）問題

80代の親が、ひきこもり状態にある50代の子どもの生活を支えているといった、高齢の親が経済的、精神的に大きな負担を抱えている状況。地域からの孤立や生活困窮のほか、親の病気や介護などによる問題の深刻化が懸念される。

### ■バリアフリー

高齢者や障がいのある人が社会生活をしていく上で、バリア（障壁）となるものを除去すること。建物の段差解消など物理的なバリアのみならず、社会的、制度的、心理的なすべてのバリアの除去という意味でも使われている。

### ■ひきこもり

厚生労働省では、「さまざまな要因の結果として、社会的参加を回避し、原則的には6か月以上にわたり家庭内にとどまり続けている状態を指す現象概念」としている。その状態にある人を指す場合もある。

### ■避難行動要支援者名簿

災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者等の「避難行動要支援者」を災害に備えて地域全体で支援していく取り組みを進めるため、災害基本法に基づき、市町村が作成する名簿。事前に情報提供の同意のあった要支援者の名簿は、防災関係機関や地域自治組織等に配布され、平常時の見守り活動等にも活用される。

### ■BBS会

Big Brothers and Sisters Movementの頭文字を取って会の名称としている。非行少年等さまざまな問題を抱える少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しみことを通じて少年たちの立ち直りや成長を助けるとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体。

### ■フォーマル（な支援・サービス）

法律などの制度に基づいた福祉や介護サービスのこと。

### ■ふれあいいいききサロン事業

ボランティアや地域住民が主体となり、身近な地域の中で、気軽に集える場をつくることを通じ、生きがいや仲間を育みながら、介護予防の推進などの交流を行う事業。

### ■ヘルプマーク

障がいや疾患等があることを外見では分かりにくい人が、支援や配慮を必要としていることを周囲に知らせることができるマーク。東京都で始まった取り組みで、全国で普及している。

### ■保護観察

犯罪をした人等が社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うもの。

### ■保護観察所

犯罪や非行をした少年に対し、社会の中で更生するよう、法律や裁判等で定められた期間、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うことを目的とする法務省管轄の機関。

### ■保護司

法務大臣から委嘱された民間のボランティア(身分上は非常勤国家公務員)。犯罪をした人等の立ち直りを地域で支えるため、専門員である保護観察官と一緒に保護観察を行うほか、地域における犯罪や非行防止のため活動を行う。

### ■ボランティアセンター

社会福祉協議会に設置され、ボランティアに関する情報発信や、ボランティア活動に関する相談、手続き、各団体との調整等を行う。

## ま行

### ■民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱を受けた民間の奉仕者で、住民の相談に応じ必要な援助を行うなど、社会福祉の増進のための活動を行う。また、民生委員は児童福祉法に基づき児童委員を兼ね、地域の児童及び妊産婦の生活や環境の状況を適切に把握し、その保護、保健、その他福祉に関する援助・指導などの活動も行う。

## や行

### ■ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。